

## 任昉の文章

— その形成過程と晩年の文體變化 —

佐竹保子

はじめに

南齊の竟陵王八友の一人に數えられる任昉(四六〇〜五〇八)は、六朝後半期の傑出した文章作家であつた。「文選」が採擇した彼の文章は十七篇十九首と、七八名の文章(賦・詩・騷を除く)作家中で最多數を占める。梁の簡文帝も、謝朓・沈約の詩と任昉・陸倕の文章とを「斯れ實に文章の冠冕、述作の楷模」(梁書卷四九庾肩吾傳)と賞讃している。彼の文章は、北朝においても、下つて唐代においても、相當の評價を受け續けた。趙宋に入ると彼への評價は著しく低落するが、これは六朝の作家全般に見られた現象であり、それゆゑ明代に六朝の詩文が注目され始めると、彼の名は再び顯揚されるようになった。明代及び清代にも六朝末を文章衰運の時期とする見方は依然としてあつたが、任昉は其中では秀れた作家とみなされた。ことにいゝわゆる「六朝派」の駢文作家は、任昉、徐陵、庾信らを範としたようである。任昉の文章は、中國文學史上に無視し得ない位置を占めていゝと言へるのである。それならば、彼の文章はいかなる特色を持ち、どの點が當時に卓越していたのであるうか。また、彼の作品の中には「劉整を奏彈す」(文選卷四十)のように四六の文體に整わず、俗なる表現をも

混えた、六朝時代には珍しい文章も含まれている。駢文作家であつた任昉において、これらはいかにして生み出され、彼の文章全體の中でどのように位置付けられるべきものであるのであらうか。

小論は以上のことを考察するにあたり、任昉の作家活動を次の四期に分けてみた。第一期は齊の武帝の永明年間からその嫡孫の鬱林王が廢されるまで(四八三年〜四九四年七月。任昉二四歳〜三五歳)。武帝の次子竟陵王の西邸に招かれた、任昉得意の時期である。第二期は海陵王、明帝、東昏侯が帝位に在つた七年間(四九四年七月〜五〇一年二月。任昉三五歳〜四二歳)。明帝らの武帝系の子孫に對する肅清・族滅の嵐が吹き荒れるという時期で、任昉もまた不遇であつた。第三期は東昏侯の斬殺から齊王朝滅亡までのおよそ四ヶ月間(五〇一年二月〜五〇二年四月。任昉四二歳〜四三歳)。齊梁禪讓革命の進行期であり、任昉は梁の武帝の書記となつて活躍した。第四期は梁王朝の開始から任昉の没年まで(五〇二年四月〜五〇八年。任昉四三歳〜四九歳)。任昉の晩年期にあたり、先述の「劉整を奏彈す」はこの時期に製作された。以下に述べるように、彼の文章は右の時期區分にほぼ即應して大きな展開を示す。小論は、各時期の文章作品の検討を通して任昉における文學の形成過程の様相を跡づけ、文體變化がもた

らされた要因を問い、さらに任昉の文章の卓越性について考察を試みてゆきたいと思う。

一

任昉は、劉宋孝武帝の大明四年（四六〇）に、樂安博昌（山東省博興縣附近）の人任遙の子として生まれた。父の最終官は齊の中散大夫、祖父以上はその名も官職も不明である。北來貴族ではあっても下流に屬する家柄であった。任昉は四歳で詩數十篇を誦し、八歳で能く文を屬り、叔父に「我が家の千里の駒だ」と囑望されたほど聰明であった。十六歳で宋の丹陽尹劉秉の主簿となった際には「氣を以て乘の子に忤つた」と傳えられ、自尊心や氣骨にも富んでいたようである。だが二十歳前後までの任昉には、文章家としてとくに活躍した形跡は見られない。その華華しい文筆活動の契機は、齊の永明初年、丹陽尹王儉に主簿として招かれたことであつたようである。そこで彼の文才はいたく賞讃されており、竟陵王の八友に遇せられたのもこの直後のことである（以上第一期）。第一期に屬する現存の作品約九篇のうち、四篇までが「文選」に採録されている。それらの中には、第二期以降の特徴となる諸點が、いわば萌芽として觀取される。ここでは、任昉三十歳の頃に恩人王儉の死に際して書かれた「王文憲集序」（文選卷四六。以下「集序」と略稱する）をとりあげてみよう。

「集序」は文集の序文としてはかなりの長文に屬するが（おおよそ一八三〇字）、王儉の文章について述べた部分は五五字程度にすぎない。他の部分はほとんど生涯の閱歷を敘述したものであり、この不均衡さは現存する當時の他の集序に比べても破格であると言える。なかでも、若年時の逸話では、宋の明帝が王儉の母の墓を毀たんとした時

「死を以て」翻意を請うたこと、及び司徒袁粲と親密に交遊したこと、に多くの筆が費される。官歴の上では、吏部として人材を適所に配し衆望を集めた件が三度の任官のたびごとに言及され、結びにおいても再述されている。郡太守や丹陽尹として郡民に慕われ徳化を行なった件も、三回にわたり詳述される。「集序」では、王儉の閱歷の中でも、母への孝行、知己との交友、同輩・後輩や郡民に對する公正さや誠實さ等が、とくに注目されているように思われる。おそらく任昉にとっては、王儉の文章面での成就よりも、このような人間としての在り方がはるかに重要な意味を持っていたのではないだろうか。

さらに、「集序」の對句の構文は全體の七割程度にすぎない。當時は、八友の謝朓・沈約らが、全文を對句に整齊し韻律を諧和させることにとくに工夫を凝らしていた時期である。だが任昉は元來、文章の形式的音樂的整齊に彼らほど意を用いなかつたふしがある（後述するように第二期後半の作品だけはやや例外であるが、それでも全文を對句に整齊した作品は見られない）。彼はレトリックに關してはむしろ、典故の自在な運用の面に力を注いでいる。「集序」でもその冒頭部分から「故に呂虔は（魏の王祥に）其の佩刀を歸り、郭璞は（晉の王導に王氏の榮えを）誓うに淮水を以てす」と述べられている。王氏一族の優越性を稱えるのに、小説的な豫言譚が用いられているのである。以後の敘述にも、古人の逸話や異聞の事例が、魏晉以降のそれをも含めて、豊富に引用されている。

すなわち「集序」は、王儉の文章よりも彼の對人的な誠實さや倫理性にまず着目し、それらを、文集の序文としての格式や形式的整齊にあまりとらわれない自在な筆致で描出した作品と言いうるのである。この倫理性への着目と、格式や形式的整齊からの逸脱の傾向が、以後

の任昉の文章にあって内容上形式上の特徴となつてゆくのである。

## 二

## 二〇

第二期當初の「齊の明帝の爲に宣城郡公を讓る第一表」(文選卷三八、以下「讓る表」と略稱する)からは、任昉の文章が持つもう一つの特徴が觀取される。それは、對象の心理や事件にあくまでも密着し、その核心に迫ろうとする姿勢が顯著になることである。

まず「讓る表」が製作された情況について略述しておこう。隆昌元年(四九四)七月、のちの明帝蕭鸞(武帝の從弟)は、即位後漸く一年の鬱林王(武帝の嫡孫)を廢位・殺害し、その弟の海陵王を傀儡に仕立て、自身は宣城郡公の地位を得ようとした(南齊書明帝紀、鬱林王紀、海陵王紀)。これは篡奪への階梯が郡公—國王—皇帝という順序であつたため、蕭鸞は、その封公の詔を一旦辭退してみせるための讓表文を、任昉に製作せしめたのである。だが、製作された「讓る表」を見た蕭鸞は、文章が「斥」であると憎み、即位後も任昉の昇進を許さなかつた(梁書本傳)。たしかに任昉の現存の作品には、即位後の蕭鸞のために代筆した文章は含まれず、蕭鸞に疎まれた故かと考えられる。明の張溥も「讓る表」について「懇にして迫、情事太だ露わなり。故に帝は之を愠む」(任中常集「讓る表」題注)と言つてゐる。これらの「斥」「太露」という語はいかなる點を指摘したものであろうか。じつは、從來この種の讓表文で辭退理由を述べる場合には、ひとつの常套型があつたようである。たとえば、江淹の「蕭の大傅相國齊公十郡九錫を讓る表」(梁江文通文集)に見られるように、辭退理由には才德や功績が古人に及ばないことが一般的に述べられるのみであり、

その人物の具體的な責任に焦點を絞る構造は決してとられない。ところが「讓る表」では、封公辭退の理由が次のように述べられる。

親しきは則ち東牟、任は惟れ博陸。徒に子孟社稷の對えを懷うのみ、何ぞ昌邑争臣の譏りより救われん。四海の議、何に於いてか責めを逃れん。(傍線は引用者)

(私は、皇帝の親族であることは漢の東牟侯劉興居のよう、重任にあることは博陸侯霍光のようでありました。しかるに徒に霍光の社稷の答えを懷うだけで、昌邑王の争臣の譏りから救われることはなく、天下の議論においても、責めを免れることはできません。)

この部分の中心となる「徒に」から「救われん」までの對句について、少し立ち入つて検討してみたい。上の句の「子孟社稷の對え」とは、霍孟光が即位を助けた昌邑王を自らの手で廢した時、王に向かつて「臣は寧ろ王に負くとも、敢えて社稷に負かず」と述べた故事による。この言葉は、天子が社稷かの二者擇一に追い込まれた霍光が、「王に負く」という想念に苦惱しつつ、敢えて社稷存續の道を選び取つたことを物語る。下の句の「昌邑争臣の譏り」とは、廢された昌邑王が霍光らに言つた「聞くならく、天子に争臣七人有れば、無道と雖も天下を失わず」という非難を指す。「お前たちが誠實な諫臣であつたのなら、社稷も天子もともに全うし得た筈だ」と言うのであり、さきの霍光の、天子を捨て社稷をとる答えとは鋭い對立をなし、いわゆる反對を形成する。すなわちここでは、霍光が昌邑王を廢位せしめた故事が、印象的な反對によつて明確に提示されているのである。その霍光の故事に重なつて、蕭鸞の鬱林王廢位の事實が想起されてくるであらう。

そして蕭鸞自身は、上の句で、霍光の社稷の答えを「徒に懷う」とされる。霍光の社稷を思う一念に及び得ず、自らもそのことを恥じている存在として描かれる。従来霍光の故事は、篡奪者をこれになぞらえ、正當化する意圖で引用される典據であるが、「讓る表」では霍光と蕭鸞が鋭く對比されている。ところで、同じく天子を廢した霍光と蕭鸞の相違は、じつに霍光が天子を弑さず、蕭鸞が天子（鬱林王）弑虐を敢行した點にあった。それゆえに事實を知る者にとって、霍光と蕭鸞を對比した「徒に懷う」の一句は、蕭鸞の鬱林王弑虐の行爲を暗示したものと読み取れよう。さらに下の句の「お前たちは誠實な諫臣ではなかった」という昌邑王の譏りに對しては、「何ぞ救われん」（霍光に及びぬ私は、どうして王の非難から免れることができましようか）と述べられる。昌邑王は鬱林王に擬されている。それゆえ、これは、弑された鬱林王に對する、蕭鸞の自責と苦惱の念を表現したものと読み取ることができるのである。

鬱林王殺害をめぐる事柄は、現實の蕭鸞にとつて、おそらく最も觸れられたくない事件であつたに相違ない。しかるに「讓る表」において、任昉は、霍光の故事や反對の効果を最大限に利用することによつて、その蕭鸞個人の具體的な罪責に能う限り迫ろうと意圖していると思われる。その意味で、「讓る表」は、現實具體的な責任を叙述することを避けるという先述した讓表文の常套型を逸脱している。「讓る表」が「斥」「太露」とされる理由は、まさしくこうした點に在つたものと考えられる。

もとより現實の蕭鸞は、さらに海陵王をも弑し、宣城郡公から帝位に至らうと企圖していた。ところが「讓る表」では、さきには「親しきは則ち東牟」と述べられ、さらに「寧んぞ復た榮を家の恥に徼め、

安を國の危うきに寔しむべけんや」と家と國とが並置されつつ、蕭鸞と武帝—鬱林王らは同族であり肉親であることが強調されてゆく。また「私の責任は重く、毀譽を意に介すべきではないので、節讓を爲そうとは思いません。それゆえ侍中・中書監等の重任はまだしも、宣城郡公という榮爵に至つては、とてもお受けすることができません」と、説得性のある辭退の論理が展開されてゆく。これらは、蕭氏の一族の一人として、また臣下として、人倫上蕭鸞のとるべき態度が描き出されたものと言えるであらう。さきの「何ぞ昌邑争臣の譏りより救われん」という鬱林王への自責と苦惱の念を述べた一節も、蕭鸞がかりに良心的であるならば、當然持つであらう心情を描出した敘述であつた。これらの敘述は、任昉が望ましい姿を明確に意識していたことを示しているよう。そして「讓る表」において彼は、本來蕭鸞がこのように思考し行動すべきなのであると主張しなかったのではないだろうか。

「讓る表」の敘述の根底には、人倫にかなう姿に對する任昉の強い希求が流れていると思われる。その希求と、現實に即しその核心を描こうとする氣迫とが結びつくことによつて、「讓る表」は、一方では蕭鸞への鋭い批判となり得、他方、讓表文として、従来の格式をのりこえた眞摯な文學作品となり得ているのではないかと考えられるのである。

任昉の抵抗の氣骨は、蕭鸞の即位後に范雲のために代筆した「范始興の爲に作りて太宰の碑を立てんことを求むる表」（文選卷三八）においても、見事な表現として結實している。太宰とはかつて蕭鸞との間に確執のあつた竟陵王を指す。この表は竟陵王の遺徳を顯彰する碑の建立を願ひ出たものであるため、蕭鸞の意にかなう筈はなかつた。し

かし任防は、敢えて蕭鸞の意向にそむき、范雲の心情に副って敘述しようとする。典故としては、西晉の齊國內史であった阮瞻の徳化を慕った人々が禁を冒して碑を立て、かえって晉帝に賞せられた故事が引用されている。皇帝はこのように仁愛に富む存在であるべきであると蕭鸞を諷したものであろう。また范雲の竟陵王追慕の情が、鮮やかな反對の隔句對によって描き出されている。

弊帷毀蓋、未葺蟻蟻、珠襦玉匣、遽飾幽泉。

(王の犬馬であります私の柩(弊れし帷と毀れし蓋)が、地下の蟻蟻から玉體をお守りする葺とならないうちに、珠の襦や玉の匣をまとわれた御なきがらは、すみやかに黄泉をお飾りにならせられた)

つまりこの表においても、人倫上あるべき姿が強く提示されつつ、范雲の心情の核心が、反對の技法によって見事に描出されており、さきの「讓る表」に通ずる表現が見出されるのである。

## 二〇二

しかし、明帝や東昏侯が帝位に在ったこの第二期が、上記二篇のよ様な作品のみによって占められるのではない。とくにその後半期の作品群(一〇二頁下段参照)には、意外な變化が認められる。それは、文章構成と對句が過度なほどに整理・洗練され、それと相表裏して氣迫が衰退してゆく點である。まず、第二期の比較的早期に屬する「蕭揚州の爲に士を薦むる表」(文選卷三八。以下「薦士表」と略稱する)を検討してみよう。

建武初年(四九六年頃)の薦士詔に應えて、揚州刺史蕭遙光は、貴公子の王暕と寒門出身の王僧孺を推薦し、その上表文を任防に代筆せしめた。任防にとって、王暕は恩人王儉の子息にあたり、王僧孺は永

明以來の「文學の友」(梁書王僧孺傳)であった。彼らのために書かれた「薦士表」は、相當に吟味の行き届いた作品となっている。

「薦士表」は、人材希求の明君を贊美する常套的な導入部を除いて、およそ三段に分けられる。①②の二段では各々王暕と王僧孺が推薦されており、③では兩人の長所が再度簡潔にまとめられている。

①の王暕の一段は二十句にわたるが、その内容の要點は、王暕がたかも晉の清談家のように脱俗清遠の風格を有する、という一事に盡きる。王暕の他の長所、たとえば彼の學問、仁徳、孝心、あるいは職務上の功績など、當然述べうる諸點には一切ふれられていない。彼の文學的才能についても「辭賦は清新、屬言は玄遠」とされ、朝廷における評判も「素を丘園に養いて臺階に位虚しく、庠序公朝、萬夫は傾望す」と述べられるなど、すべてが脱俗の風格に彩られている。②の王僧孺の一段も同様であり、その刻苦勗勵の結果培われた類い稀な博識という一事が、十四句にわたって繰り返し説かれる。對象の長所のうち一事のみを強調する推薦文が、當時に一般的であったとは言い難い。現存する任防以前の推薦文は、多く推薦する人物のあらゆる長所を網羅的に列記する形を取る。それらに比して任防の手法は、特徴的な一事を讀者に對し確實に印象づける配慮を持つと言えよう。ただし、任防のねらいはそれだけに止まらなかつたようである。王暕と王僧孺の二段は、名門・寒士、鷹揚な脱俗の風格・博學の知識というように、きわだった對照によって成り立っている。それゆえ兩者が相互に映發し合つて、いっそう鮮明な印象を形づくっているのである。これがもし、長所をすべて羅列する形式を取るなら、同類の長所が双方に重出し、對比映發の効果は期し難いであろう。任防が相互の特質のみを選んで強調したのは、まさしく對照の効果をおねらつたものと思わ

れる。そうであれば、この發想は、反對の構想にも通じていよう。

しかも、王暕と王僧孺の二段は、きわめて相似た形式で統一され、あたかも一組の對句のように周到に構成されている。兩者はともに、その人物の官職、本貫、姓名、年齢、字の記述に始まり、ひき續きはば相似た位置に晉人の故事が引用され、最後は次のように收結する。

①豈に徒だに（晉の荀顛にその父の）荀令想うべく、（後漢の李固にその父の）李公亡びずとおもうのみならんや。（王暕の段）

②豈に直だに（晉の竇攸に）颯鼠に必對の辯有り、（晉の束皙に）竹書に落簡の謬り無きのみならんや。（王僧孺の段）

これらは、「豈徒（＝直）」の後に時代の近い典故を二例連ねた敘述形式においても、また彼らが秀れた古人に比肩し得るといふ主旨においても共通している。さらに③のまとめの一段においては、

暕は雅俗を坐鎮し、弘益已に多く、

僧孺は訪對休せず、疑を質すこと斯に在り。

王暕の一段は前二句に、王僧孺のそれは後二句に收斂され、兩者はほぼ隔句對を構成しているのである。また、「薦士表」全百四十句餘りのうち、九割以上の聯が對句を構成している。すなわち「薦士表」全體は、各聯と段落とが對句の發想と技法によってほぼ貫かれており、任昉の作品のうちでもとりわけ整然とした構造を持つ作品と言い得る。

とくに、王暕と王僧孺の二段における反對的な對照の效果は、任昉が兩人の個性に密着し、その最大の特徴を把握し得たからこそ可能であったものであろう。しかしその反面、この作品は敘述の展開に意外性が乏しく、硬直した側面をも持っている。表現が、兩人の現實的な生氣ある描寫に結びつかず、かえって兩人の他の長所や個性を切り捨

て、整然たる構成の面のみ奉仕しているように見受けられるのである。この印象は、同じく第二期の、より後期の作品にはいっそう強い。「王思遠の爲に侍中を讓る表」（藝文類聚卷四八）「齊の明帝の諡の議」（同卷一四）「齊の司空曲江公行狀」（同卷四七）などは、對句が著しく増加して整然とした體裁を持つ。だが、内容上の切實さも、また「薦士表」には見られた反對的な構成の工夫も無く、全體として平板な作品と言わざるを得ない。元來任昉は、上述したように、全文を對句で構成することに格別意を用いる文章家ではなかった。第二期後半の作品群は、彼が時流に迎合した結果とも考えられよう。

任昉の文章の變化は、この時期の苛烈な政治や、彼自身がその當初に明帝の手痛い報復を受けたことと無關係ではなかったであろう。おそらく、明帝らの權力が強大になるにつれて、彼は自らの現實批判や抵抗の精神を隠蔽していったのではないか。それはまた、その時時の現實に密着しようとする姿勢の放棄に通じてゆく。しかも依然として文章を創作し續けるならば、内容は常套的踏襲のままに、表現技術のみが空しく洗練されるという事態にもなるであろう。そのようにしてついに、自らの本領をも埋没させる、いわゆるアルチゼン化の過程を辿らざるを得なかつたものかと考えられる。少なくとも、彼の現存の詩文を年代順に配列してみた所からは、そう判断せざるを得ない。

任昉の文章の優れた特徴は、前述のように第二期當初の政治情況との激しい軋轢の中から、しかも對象に密着しようとして生み出されたものであった。しかし軋轢がさらに強まると、その特徴はかえって姿を消すこととなった。のち、再び第二期當初の二篇のような任昉にふさわしい文章が出現するのは、軋轢が一舉に減じた第三期以降、すな

わち梁の武帝となる蕭衍が任昉を記室(書記)に招いた時以降なのである。

## 三

齊梁の交替期である第三期に書かれた「百辟の今上に勸進する賤」(文選卷四十。以下「賤」と略稱する)は、任昉の本来の特色を回復し得た出色の文章であると思われる。中興二年(五〇二)正月、蕭衍が齊の宣德皇后の「封梁公詔」を辭退したため、齊の臣下一同から受封を勸める賤が提出された。この起草にあたったのが任昉であり、この年の二月、二度目の作である(梁書武帝紀、資治通鑑卷一四五)。

「賤」の前半部分の中心をなすのは、蕭衍の兄の蕭懿に關する敘述である。蕭懿は、北魏の侵入を防ぎ、反亂者の鎮壓に力を盡くした齊王朝の功臣である。東昏侯の時代には尙書令にまで昇ったが、次第に侯や側近の猜疑・嫉視を被るようになった。この時、蕭衍は雍州刺史となつて地方に難を逃れており、蕭衍や部下たちは蕭懿にも京師脱出を勧めた。だが彼は「古より皆死有り、豈叛走の尙書令有らんや」と拒み、ついに東昏侯に殺害された(梁書長沙嗣王業傳、通鑑卷一四三)。時に永元二年(五〇〇)十月、蕭衍にとり、この兄の枉死はまさに斷腸の痛恨事であつた。「賤」の書かれた時期は、事件から一年餘りしか経ておらず、蕭衍の心中の傷痕はもとより癒されていなかった。

「賤」の前半では、蕭懿が外敵から齊室を護つた事跡が八句にわたつて述べられ、それは墨翟や申包胥以上の勞苦であり、功績であつたと稱えられている。しかるに暗愚な暴君は彼を疑い、蕭衍を地方に斥け、蕭懿を枉死せしめたと、同じく八句を費して詳述される。枉死については、當然ながら「死」あるいは「害」等のあからさまな言葉は

控えられ、「金版は地を出でて、龍逢の怨みを告ぐ」と、桀王を諷めて殺された關龍逢に假託される。しかし、枉死の事實自体は避けることなく記述されており、とくに蕭懿の怨みの深さは、呪詞の刻まれた金版が現れるという故事になぞらえ、強調されているのである。ついで、兄の枉死に對する蕭衍の悲歎とその擧兵のさまが描かれ、彼の擧兵は蕭懿の事件に起因することが暗示されてゆく。だが、「賤」を読み進む蕭衍の心中は、おそらく尋常ではなかつたであらう。彼にとり最も悲痛な現實の一つが、再び眼前に衝きつけられたのであるから。

そもそも、この種の賤は、その目的に照らしても、また現存する他の實例に徴しても、その人物の功績、とくに暴君から人々を救つたという功績を稱えること、及びその人物の封公辭退がいかに不當であるかを説くことの二點が、主要な敘述事項であつた。それゆえ、たとえ蕭衍の擧兵が兄の事件に起因していたとしても、この耐え難い事件自体は敘述せずにはすませることも不可能ではなかつたと思われる。げんに、この年の正月に提出された賤では、上記二點の事項が述べられるのみで、蕭懿のことにはふれられていない。禪讓革命を進める過程で、蕭衍に爵位等を賜與するために「下された詔・令の類にも、蕭懿に關する記述は見あたらない。任昉のこの「賤」は、おそらく當時にも特異な形式であつたと考えられよう。

任昉は、蕭衍その人にとって兄の枉死という事件がきわめて重大であり、擧兵の動機とも深くかわつていると考えたからこそ、これを避けてはならないと思つたのではないか。そのために、蕭衍兄弟にとつて最も深刻な嚴然たる現實に對して、その核心に踏み入る敘述を、敢えて行なつたのであらう。ここには、核心を衝いた文章を製作しようとする任昉の氣迫が強く感じられる。換言すれば、常套型をのりこ

え対象の現實に密着して、最も重大な事柄（しかもそれは人倫に關することである）を直截に描き出そうとする姿勢の回復が、ここに認められるのである。

任昉も、明帝や東昏侯の時代には意を得ない境遇に在った。また蕭衍はかつて竟陵王の八友の仲間であり、任昉が蕭衍に寄せる同情や共感、さらには期待の念は、決して小さくはなかつたであらう。任昉は蕭衍の心情に副い、その悲歎をも具體的に描き出そうとする。

明公は鞍に據りては哭を輟め、三軍の志を厲まし、獨り居りては涕を掩い、義士の心を激ましぬ。

さらに、蕭衍とその軍團がこれほどに見事であつたからこそ、神神や蠻族をも味方にし、人々を救い得たのだと説き進めてゆく。

故に能く海若登祇をして圖を罄し社を效し、山戎孤竹をして馬を束ね景從せしむ。

「明公は」の條では、反對の手法をも含んだ隔句對により、蕭衍の部下を慮るがゆえの自律性や兄への愛の深さ、及び彼と部下たちとの心の結びつきなどが描出されている。しかも、蕭衍の勝利の原因が、多くそれら人倫上の優越性に求められているふしがある點は、とくに注目される。

蕭衍の受封は、この中興二年二月にはすでに豫定されていることであつた。しかし任昉の「賤」は、常套的な敘述を極力排し、蕭衍の現實に即して事件や心理の核心に迫ろうとしており、また能う限り倫理的に秀れた人間像を描こうと意圖している。これを第二期初期の「齊の明帝の爲に宣城郡公を讓る第一表」と比較すると、前者は受封を進めたものであるのに對し、後者はそれを辭退しかつ対象を批判・告發したもので、両者は對蹠的である。しかし、その姿勢・發想・表現法

においては、共通する所がきわめて多いと言い得るのである。

以上、南齊の永明年間より中興年間（四八三—五〇二）に至る任昉の文章の主だった諸點を検討してきたが、その特色は次のように要約できるであらう。まず、眞向から対象の現實に密着してその核心を描こうとし、そのために、従来の規範的な格式にとらわれることがない。その姿勢は人倫重視の志向に深く裏打ちされており、また、文章の核心をなす部分を印象的な反對や效果的な典故により明晰に表現しようとしている、などである。

#### 四

梁王朝の開始より没年に至る第四期の任昉の文章には、從來見られなかつた非駢文的要素が目立つようになる。「天監三年策秀才文」三首（文選卷三六。以下「策試文」と略稱する）は、難解な典故を含みぬ直敘の文章であり、「劉整を奏彈す」（文選卷四十四）の中間部分は、もはや完全に、駢文ではなくなっている。他の文章においても、散句の割合が著しく増加し、五割を越すに至る。

まず「策試文」は、直敘の形式を用いたために、策試を受ける下級貴族らに對して皇帝の意圖や發問の内容をより明瞭・適切に傳達していると思われる。

今朕に滿堂の念無く、民に家給の饒有らしめ、漸く九年の蓄を登め、稍や關市の賦を去らんと欲す、……斯の理何にか従わん、良説を聞くを行たん。

（其一）

農業の振興と關市での減税を進める方策を問う趣旨が、簡明に直敘されている。史傳の故事を含む其三の問いも直敘に近いと言える。諫言



を求める趣旨が、典故にとらわれずに卽座に理解できるからである。何ぞ嘗て一言失旨を以て朔方に轉徙し（後漢の蔡邕の故事）、睚眦違う有るをもつて左校に論讞し（李膺の故事）、而して直臣に口を杜がしめ、忠讜に路絶せしめんや。……極言して隠す無かれ。（其三）一方、これに十三年先立つ永明九年の王融の策試文において、たとえば農業の振興に關する問いは次のように述べられる。

若し爰井制を開けば、愚民を驚擾せんかと懼れ、烏鹵腴やすべきも、時に史白無からんかと恐る。興廢の術、厥の謀を矢陳せよ。

爰井とは均田制の一種で、史白とは灌溉事業を行なつた史起と白公を指す。均田や灌溉の施行策を尋ねたもののようにもあるが、史傳の故事に頼つた發問形式であるため、繁縟できわめてわかりにくい。ことに史白に關する知識が無ければ、灌溉のことは理解し得ないであろう。

さらに、この王融の策試文は三十句内外の短篇で、ほぼ全聯が同對、すなわち同一要旨を反覆する對句からなる。そのため、敘述の重複による停滯が比較的目立つ文章となっている。一方、任昉のそれは散句が半ばを占め、具體的に段階を追つて論旨が速やかに展開している。おそらく任昉は、美文であることが自己目的化したような從來の策試文に對して、反發し批判する意識を持つていたと思われる。そして、策試を受ける下級貴族たちの意見を十分引き出し得るような、平易で實質的な文章を製作しようと思つたと考えられるのである。

「劉整を奏彈す」は、現存の作品中最も晩い時期に製作された文章の一つである（天監四年頃）。この奏彈文で取り扱われている事件は、故西陽内史の劉整が、兄の未亡人である范氏から奴婢數人と車の帷を奪い取り、自分の婢の采音の盗みを黙認し、逆に被害者の范氏や

甥たちを攻撃したと言ふものである。事件は、おもに中間の證言部分の供述によつて明らかにされる。證言部分では、六名にも及ぶ證人の供述が内容の重複を避けずに列擧されており、そのため、事件の全貌が復數の供述の重ね合わせによつて、漸次かつ立體的に明らかとなる構成になつてゐる。しかもそれらの供述は四六の文體に整理されておらず、俗なる表現を多く混え、また些細な部分も省略されてゐない。一例に、采音の供述の一部を引用してみよう。采音が范氏を打つたといふ范氏自身の訴えに對應する部分であり、その時の情況を詳述することによつて、采音の行動もじつは劉整の惡意に満ちた煽動に起因することを、おのずと明らかにしている。

整聞聲、仍打凌、范喚問「何意打我兒？」整母子爾時便同出中庭、隔箔與范相罵……整語采音、「其道汝偷車校具、汝何不進狼罵之？」既進爭口、舉手誤查范臂。（傍點部分は、文語文にはあまり見られない、俗なる表現と考えられるもの。以下同じ）（文選集注本による）

（整は聲を聞くや凌を打ちました。親の范は「なぜ私の子を毆めるのか」と大聲で問いつめました。整母子はこの時、一緒に中庭に出て、箔ごしに范を罵りました。整が私（采音）に「あいつはお前が車の校具を盗んだと言つてゐるぞ。お前、何で中に入つて（范を）罵らんのだ？」と言つたので、私は中に入つてしばらく言い争い、手を舉げて誤つて范の臂を打ちました）

その采音の盗みは、續く范氏の奴である荀奴の供述によつて動かし難いものとなつてゆく。

娘去二月九日夜、失車蘭、夾杖、龍牽、……荀奴與郎凌、往津陽門糶米、遇見采音在津陽門賣車龍牽。

（奥様は去る二月九日の夜、車の欄、夾み棒、ひき綱を失くしま

した。……私が遼坊ちゃんと津陽門へ行き、米を買っていると、  
采音がそこで車の欄とひき綱を買っているのを見かけました。

當時の奏彈文で證言を記したのを見ると、いずれも一人の供述を  
ごく簡略に記載するに止まる。當然俗なる表現は使用されず、文體も  
おおむね四六に整えられ、そのため、もとの供述にはあつたであろう  
現實感や具體性が著しく損なわれる結果となつていゝと考えられる。  
これに對し任昉の奏彈文は、供述を能う限りそのままに生かした敘述  
形式を採用している。また、六名に及ぶ供述を相互に照應させること  
によつて、劉整の罪狀をより具體的に動かし難く再現しようといふ意圖し  
ている。任昉自身、實際にも叔父母や兄嫂によく奉事し、祿秩や贈り  
物はすべて一族に分ち與えろといふ人物であつた（南史本傳）。それ  
だけに、劉整の嫂や甥に對する「無情」な行爲には強い憤りを覺え、  
彼の罪狀を敘述するに際しては、駢文の手法を放棄してまで表現の具  
體性・實質性を生かそうとしたものと考えられるのである。

「策試文」や「劉整を奏彈す」の出現は、齊代における任昉の文章  
が典故や反對を見事に驅使した表現を特色としていただけに（二〇三  
頁下段參照）、一見唐突な印象を與える。しかしこれらは、同じく彼の  
文章の特色であつた人倫を重視し對象に密着せんがために規矩や常套  
を越える傾向が、さらに徹底・純化された結果現れ出したものであつた  
であろうと考えられる。しかしながら、その傾向がなぜこの時期に、  
きわだつた形を取つたようになったのであろうか。ひとつには、このこ  
ろの任昉が文章家として、從來よりも自由な立場を保持しうる情況に  
在つたことが、外的な要因として考えられよう。天監二年以降、彼は  
郡太守や御史中丞を歴任し、皇帝直屬の書記の立場を離れることとな  
る。また建國の功臣の一人として、代作の仕事に拘束されることも少

なくなりつつあつた。

さらに注目されるのは、從來おもに文章家として活躍してきた任昉  
が、この時期、郡太守として後世の語り草となるほどの實際政治上の  
治績を擧げていることである。たとえば、飢饉の年には米豆を供出し  
粥に變えて三千餘人を救い、さらに、「間引き」を禁止し出産費用を支給  
して千の家族を救つてゐる。天監六年の新安太守時代には文章製作を  
止めて郡内を巡回し、道みち訴え事を決し、また、老人には部下を見舞  
いに遣わしている。各戸の負擔の輕減をはかり、きわめて清廉で食ら  
ず、そのため自らは常に貧しかつたといふ（南史本傳、「文章緣起」序）。

これらは、彼が從來文章製作の面で培つてきた姿勢と無關係ではない  
であろう。對象に密着せんとする發想や人倫重視の志向が、郡政とい  
う現實の政治の場にもそのままに生かされて、郡民の實情に即した親  
身の施策や積極的な行動となつて顯現したものと想われるのである。

そうであるならば、この體驗はまた逆に、文章製作の上にも影響を及  
ぼしたのであろう。その相乘的な影響關係の中で、對象を生かすより實  
質的な文章形式を模索するに至つたことが、文體變化のいわば内的要  
因の一つであつたのではないだろうか。しかも任昉にあつて、この實  
質的な文章形式の模索は、相對的に弱い立場の人々（被策試者や范氏  
の一族）のために文章を製作する際に、いっそう切實な課題となつた  
のではないかと思われるのである。

### おわりに

任昉の文章に一貫する特徴は、およそ次のように指摘できるであろ  
う。1 對象の現實に密着して、その核心を衝く文章を製作しようとし  
ていること。2 そのために、形式的規範性や裝飾性より内容表現にお

ける實質性・自在さを追求していること。3 それらは多く人倫を重視する志向に裏付けられていること、などである。後二者は永明の頃から萌芽が認められ、前者は、明帝が鬱林王を弑し南齊王朝が血で血を洗う様相を呈した時に現れたものであった。明帝の政治が苛烈になると、任昉の文章においては、形式的な洗練・整齊が追求されたが、その中にも相對的に秀れた作品は存在した。梁の武帝に招かれるようになって、彼の本領は回復し、晩年には、對句や典故を捨象した非文語的文章も取り入れられるに至った。これら晩年の文章は、まったく突然に出現したものではなく、上記三つの特徴がさらに徹底・純化された結果の到達點として位置付けられると思う。

上記の特徴を持つ任昉の文章には、當時において他の文章家の追隨を許さぬリアリテイや氣迫が存している。それは、對句や韻律等、形式面の洗練に力を注いでいた齊梁の文壇にあって、異彩を放つものとなつてゐる。もとより彼の文章の卓越性を擧げる際には、典故や反對に關する見事な成就をも缺かすことはできないであろう。しかし、これら技法上の成就は、上記三つの特徴から派生した第二義的な要素として位置付け得るように思われる。

任昉の文章家としての大きさは、自らの個性的な資質において南朝貴族の文章上の美意識をのりこえ、より核心を衝いた、達意の表現を求めようとした所に、端的に示されてはいないだろうか。その文章家としての姿勢の中には、次代(唐宋代)の、美文を大きく超克しようとする潮流に向かう、ひとつの先驅的な意圖が觀取されるのである。

注(1) 梁書武帝紀。ほか蕭繹「金樓子」說蕃篇、梁書沈約傳參照。

(2) 梁書卷一四、南史卷五九の任昉傳からも、任昉が當時の文壇の第一人

者であったことが知られる。たとえば次のようにある。「(王儉) 每見其文、必三復股勤、以爲當時無輩」「王融有才備、自謂無對當時、見昉之文、恍然自失」「沈約一代詞宗、深所推挹」「梁臺建、禪讓文語、多昉所具」「時人云任筆沈詩」。劉璠「梁典」にも「辭章之美、冠絕當時」(文選卷二三任昉「出郡傳舍哭范僕射詩」注引)とある。

(3) 「顔氏家訓」文章篇、北史魏收傳、王通「文中子中說」事君篇、李商隱「樊南甲集」序參照。

(4) 洪邁「容齋四六叢談」四六名對、蘇軾「潮州韓文公廟碑」(東坡後集卷一五)、王應麟「困學紀聞」卷一七等參照。

(5) 鈴木修次、海知義兩氏「馮惟訥とその詩紀」(日本中國學會報第一二集、一九六〇)七八頁以降參照。

(6) 李天麟「八代四六全書」等に多く收められている。

(7) 李兆洛「駢體文鈔」の吳育序、何焯「義門讀書記」卷四九任彦昇王文憲集序の項參照。

(8) 孫淵如「儀鄭堂遺文」序、李詳「汪容甫先生贊序」(古直「汪容甫文箋」叙錄所收)參照。

(9) 歴代の評價には、任昉の文章の特色や卓越性に關する具體的な指摘がほとんど見られない。たとえば隋の王通は「有君子之心焉、其文約以則、清の吳育は「莫不淵淵乎文有其質焉」、何焯は「亦以在當時稍爲質健」と述べており、評價の方向性は窺い得るが、なお断片的印象批評的であるのを免れない。現代においては、網祐次氏「中國中世文學研究」(昭和三五年、新樹社)、森野繁夫氏「六朝詩の研究」(昭和五一年、第一學習社)がともに任昉にも論及しておられる。だが兩氏の論點は竟陵王八友や梁武帝文壇の文學狀況の解明にあり、任昉個人の文章の検討を主眼とされたものではない。

(10) 以下の任昉の傳記は、梁書・南史の本傳に據つた。

(11) 爲楮略議讓代兄襲封表二首(文選卷三八、藝文類聚卷五一)、求爲

劉瓛立館啓(類聚卷三八)、王文憲集序(文選卷四六)、爲齊竟陵王世子臨會稽郡教(類聚卷五〇)、爲王金紫謝齊武帝末皇太子律序啓(類聚卷五四)、爲庾杲之與劉居士蚪書(類聚卷三七)、爲蕭侍中拜襲封表(類聚卷五一)、齊竟陵文宣王行狀(文選卷六〇)、啓蕭太傅固辭奉禮(文選卷三九、第二期初期?)。なお編年の際の時期推定の論據は、煩瑣にわたるため省略させていただく。第二期以降についても同様。

(12) 虞炎「鮑照集序」、梁の昭明太子「陶淵明集序」、梁の簡文帝・劉孝綽「昭明太子集序」。その他、藝文類聚卷一四、卷五五参照。

(13) 沈約「齊太尉王儉碑銘」(類聚卷四六)が断片的に残っているが、任昉が強調した諸點にはほとんどふれられていない。

(14) 第二期の文章には、このほか爲范始興作求立太宰碑表(文選卷三八)、爲王思遠讓侍中表(類聚卷四八、初學記卷一二)、爲蕭揚州薦士表(文選卷三八)、齊明帝諡議(類聚卷一四)、齊司空曲江公行狀(類聚卷四七)がある。なお、爲皇太子求一日一入朝表(類聚卷一六)、爲下彬謝脩下忠貞墓啓(文選卷三九)も、確定は困難であるが、この頃の作品かと思われる。

(15) 宮川尙志氏「六朝史研究、政治社會篇」(一九五六年、日本學術振興會)一〇六頁参照。

(16) 「讓る表」以後はおもに謝朓が、蕭鸞のために代筆しているようである(類聚卷一四、卷四八、卷五一参照)。

(17) 魏志文帝紀注、及び江淹「蕭讓太傅相國齊公千郡九錫表」、同「第二表」、同「蕭相國讓進爵爲王第二表」(梁江文通文集卷九)等参照。

(18) 親則東牟、任惟博陸。徒懷子孟社稷之對、何救昌邑爭臣之讖。四海之議、於何逃責。なおこの一節の直前には「嗣君常を棄て、罪を宣德(皇后)に獲と雖も、王室の造らざるは職ら臣に之れ由る。何者」とある。「何となれば」と叙述の流れをひとたび頓挫せしめ、次に蕭鸞の責任の所在を説明しようとしているのは、読み手の注意をあとに續く一節

任昉の文章

にひきつけるためであろうと思われる。それゆえに、右の一節「親則」から「逃責」までは、全文のいわば要めとして、任昉がとりわけ力を注いだ文章であろうと推察される。

(19) 「徒に」は一面で「いたずらに」の語感を持ちつつ、また反面「にも」かわらざひたすらに」の意味も含むようであり、複雑で深大な思いを表す語と考えられる。任昉の詩文には、徒十動詞の用例がはかに三例あり、うち、詩の二例は「いたずらに」と同時に「にも」かわらざひたすらに」の意味あいも強いようである。

「驅屬齊楚、徒失貧賤」(爲范尙書讓吏部封侯第一表。文選卷三八)。「詎慰蓋嗟人、徒深老夫託」(答劉孝綽詩。類聚卷三一、梁書劉孝綽傳)。「弗親朱顏改、徒想平生人」(出郡傳舍吳范僕射詩。文選卷二三)。

(20) 宮川氏前掲書一〇九頁注(2)、南齊書褚淵傳、同張敬兒傳等参照。……但命輕鴻毛、責重山岳、存沒同歸、毀譽一貫、辭一官不減身累、增一職已驅朝經、便當自同體國、不爲節讓、至於功均一匡、賞同千室、光宅近甸、奄有全邦、殞越爲期、不敢關命。

(21) 任昉の故主の竟陵王は、武帝崩御の際に蕭鸞との間に確執を生じ、おそらくはそのために関職に退いた人物である(南史王融傳、また、吉川忠夫氏「沈約の傳記とその生活」東海大學紀要文學部一輯、一九六八年参照)。任昉の蕭鸞に對する批判の意識には、竟陵王のことも關連していたかも知れない。また、「讓る表」前後の作品である「啓蕭太傅固辭奪禮」(文選卷三九)においても、任昉は、父の喪を短縮して出仕せよという蕭鸞の命令を強い調子で固辭している。

(22) 任昉と范雲の交友關係については、任昉「出郡傳舍吳范僕射詩」(前出)、「與沈約書」(類聚卷三四)参照。

(23) 注(2)参照。范雲にとり竟陵王とは、ちょうど任昉における王儉のように、始めて范雲の才を認め、ひきたててくれた恩人であった(梁書・南史の范雲傳)。

(2) 南齊書竟陵王傳に「事不行」とある。また梁書・南史の范雲傳には、始興内史以後、東昏侯の永元元年に廣州刺史となるまで官歴の記載が無く、あるいは范雲も、この表のために明帝に昇進を阻まれたかと想像される(小論九八頁上段参照)。

(3) 先の「讓る表」「范始興の爲に……求むる表」を除く第二期の現存の作品群において、對句の占める割合は、八割以上九割前後であり、他の時期の作品よりもはるかに増加している。

(4) 類聚卷五三参照。

(5) 暎、坐鎮雅俗、弘益已多、僧孺、訪對不休、質疑斯在。

(6) 南史本傳に「永元中、紆意於梅蟲兒、東昏中旨、用爲中書郎」と傳えるのも、その間の任昉の在り方を物語るであらう。

(7) 第三期の文章には、このほか到大司馬記室牋(文選卷四〇)、爲百辟勸進梁王牋(類聚卷一四、梁書武帝紀)、爲梁公請刊改律令表(類聚卷五四)など。さらに、蕭衍・齊の和帝・宣德皇后のために起草された多くの詔令や策文(文選卷三六、類聚卷一四、文館詞林卷六九五)がある。

(8) 謝朓「爲百官勸進齊明帝表」(類聚卷一四)、任昉「爲百辟勸進梁王牋」(同)参照。

(9) 明公、據鞍輟哭、厲三軍之志、獨居掩涕、激義士之心。

(10) この牋は、散句の割合が第二期後半の作品の二〜三倍に増加している。だが、蕭懿の枉死を述べた部分からこまでは、連続した三聯の隔句對を構成しており、全文中の主要部分ではないかと想像される。

(11) 武帝紀には「於是始受相國梁公之命」とあり、あたかも任昉の牋が受命の契機となったかのように記される。少なくともそのように結びつけることが可能な、きわだって見事な文章であったと思われる。

(12) 第四期の文章には、本文に擧げる作品のほか與江革書(梁書江革傳)、爲范尚書讓吏部封侯第一表(文選卷三八)、與沈約書(類聚卷三四)、奉答勅示七夕詩啓(文選卷三九)、三篇の奏彈文(文選卷四〇)、梁書卷一

〇、同卷一六)、爲昭明太子答何胤書(類聚卷三七)等がある。また、天監元年には武帝のために數篇の封詔(類聚卷五一)が起草されている。

(13) 宮崎市定氏「九品官人法の研究」(昭和三十一年同朋社)一二頁、三二頁参照。

(14) 策試制度の實質化は、梁の武帝も企圖していたことであった(宮崎氏前掲書三一頁、三五〇頁以降)が、天監三年の時點ではまだ具體化されていなかった。任昉の「策試文」は、武帝の企圖を先取する方向にいったと言えよう。

(15) 供述部分の陸善經注(集注本による)に「奴教子當伯已下、並昭明所略」とあり、昭明太子が省略した部分は、鈔本、五家本によって補足されている。補足された文章は、以下の理由から、昭明太子の刪った文章にごく近い形のものであらうと判断され、おそらく當時に現存していた

「任昉集」三四卷(舊唐書經籍志参照)中の原「奏彈劉整」に據ったものと考えられる。1引用部分は複雑な事件を詳述したものであるから、まったくの偽作とは考え難い。2文選採録部分にも俗なる表現が見られる。3引用部分と文選採録部分は、内容上も文體上もきわめて自然に接続している。4任昉には「奏彈劉整」とよく似た構造(中間の供述部分のみ駢文ではない)の「奏彈蕭類達」(梁書卷一〇)がある。5昭明太子が刪ったのは、引用部分に多い非駢文的要素が、文選の編集方針「事出於沈思、義歸乎翰藻」にそぐわなかったためと考えられる。なお、勝村哲也氏「南朝門閥の家産―文選所引「奏彈劉整」の新解釋―」(佛敎大學文學部人文學論集第八號、昭和四九年)は、文選所收「奏彈劉整」及び原「奏彈劉整」について、綿密な校訂、復原を試みておられる。

(16) 沈約「奏彈王源」(文選卷四〇)、柳元景の奏彈文(宋書蔡興宗傳)、袁象の奏彈文(南齊書謝超宗傳)、任遐の奏彈文(同劉祥傳)参照。

(17) 證言部分がかりに下役のメモをそのまま書き寫したものであったとし

ても、任昉はそれを敢えて四六の文語文に整えようとしなかった。注(8)に挙げた作者の態度とは著しく異なっており、ここから彼の積極的な意圖を読み取ることは可能であろうと思われる。

(4) この時期の現存の作品群のうち、武帝以外の人物のために代筆した文章は、二篇に止まる。また、委託された讓表文を後輩に代筆せしめたという記事も見られる(梁書劉之遴傳)。

(5) 任昉の詩で友情を歌った作品に傑作が多いことも3に關連しているであらう。また、以上三點の特徴は、注(9)の王通らの評とも通ずるものである。

付記 小論作成にあたっては、東北大学の志村良治先生の厚い御教導を賜った。記して謝意を表したい。